

男女共同参画基本法

(1999 (平成11) 年施行)

この法律には、女性と男性が互いに人権を尊重し、責任をわかちあいつつ個性と能力を發揮できる男女共同参画社会をつくっていくための考えが示されています。

男女共同参画の

基本となる考え

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を大切にしましょう。男だから女だからといった差別をなくし、ひとりの人間として能力を發揮できる社会にしていきたいと思います。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会の制度や、古いしきたりによって男女のどちらかが不利な立場になったり、男女の行動を分けたりする事になっていないか考えてみましょう。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針決定や計画立案に共に参加できるようにしましょう。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が家族のなかでお互いに協力し、社会の支援も受け、家族の一員としての役割を果たしながら、他の活動ができるようになっていきたいと思います。

5 国際協調

他の国々や国際機関とも協力しあい、その下で男女共同参画社会をつくっていきましょう。

9月14日に実施する本町の人権セミナーのテーマは「男女共同参画について考える」です。たくさんの方の参加をお待ちしています。みんなで学習しましょう。

(参考「女性と人権」財団法人 人権教育啓発推進センター発行)

平成24年度 (前期) 大山町みんなの 人権セミナー

さまざまな人権問題を学ぶことを通して、家庭、地域、職場、学校などの中で一人ひとりの人権が大切にされるまちづくりを進めていきましょう。

日程および内容 (第3回)

日 時	場 所	内 容
9月14日 (金) 19:30~21:00	中山農村環境 改善センター	<p>●男女共同参画について考える 「元気な地域づくりと男女共同参画」 講師 石井 宏美さん (前鳥取県男女共同参画センター企画員)</p> <p>☆主催者の声 地域に住む一人ひとりが、男だから女だから、という意識にとらわれず、お互いを認め合い、違いを活かしながら元気な地域をつくっていきましょう。</p>

※日程、内容などは講師の都合により変更になることがあります。

①託児 (対象は小学校入学までのお子さん) を希望される場合は、開催日の4日前までに
お子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進課に申し込んでください。

②手話通訳を希望される場合は、開催日の14日前までに人権推進課に申し込んでください。

申込み先 大山町人権推進課 (人権交流センター内)

☎0859-54-2286 / FAX 0859-54-2413

③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です。

【主 催】大山町、大山町教育委員会、
大山町人権・同和教育推進協議会